

YBA GROUP

会員規約

第1条（目的）

本規約は「YBA GROUP」が主催するオークション(以下、「当オークション」という。)を開催するにあたり、手続き方法等を定めたもので、オークションの円滑な運営を図ることを目的とする。なお本規約とは別に、開催されるオークション毎に細則を定める。

第2条（運営）

当オークションは、本規約に定める規定に基づき、株式会社ユーズドワン(以下、「主催者」という。)が運営を行う。

第3条（取扱品目）

取扱品目は各オークションの細則で定めるものとする。

第4条（開催地）

開催地は各オークションの細則で定めるものとする。

第5条（開催日時）

当オークションの開催日時はあらかじめ主催者が指定する日時とする。

ただし、開催日は主催者の都合により変更または追加することがあり、その場合は事前にその旨を当オークションの会員（以下「会員」という。）に通知する。

第6条（参加資格及び入会手続き）

当オークションへの参加は、次の各号の要件を満たし、かつ、主催者における会員資格審査において入会の許可を得た者でなければならない。

- (1)古物商許可証の写し、その他主催者が提出を求める各書類を主催者に提出していること。
 - (2)入会希望者の所轄の公安委員会発行の古物商許可証を有し、本規約を常に遵守してオークションでの公正な販売、購入ができる者であること。
 - (3)適格請求書発行事業者であり、適格請求書発行事業者登録番号を提出していること。
 - (4)前号に該当しない者であって、オークションにおける出品の権利を放棄することに承諾した者。
2. 主催者は、当オークションへの入会申し込みがあった場合、本条に定める要件を総合的に勘案して入会の可否を判断するものとする。なお、主催者は勘案の結果、入会を不許可とすることができ、この場合、当該不許可の理由については、開示及び説明の義務を負わないものとする。

YBA GROUP

会員規約

第7条（取引方法および商品の取扱責任）

当オークションの取引方法は主催者が指定する。なお、指値のある商品について落札価格が指値に満たなかった場合は保留交渉を行うものとする。

2. 出品者は下見期間等において、不特定多数の会員が出品商品に触れることを理解した上で出品を行うものとする。

3. 当オークションにおける商品の取り扱い責任については以下の通りとする。

商品の所在	管理責任者
出品者が商品を発送してから主催者がダンボールを開封するまで	出品者
主催者がダンボールを開封し配送業者に引き渡すまで	主催者
主催者が配送業者に商品を引き渡して以降	落札者

4. 主催者は出品商品が破損しやすく、繊細な取り扱いが必要と判断した商品については、出品を取消すことができる。

第8条（入会金）

入会金は33,000円(税込)とし、初回入会時に全額を支払う。初回入会時において、会員は全てのオークションに参加できる資格を有することとなるが、参加を見込まない一部のオークションについて、参加資格を辞退することができる。

2. 前項の初回入会時に参加資格を辞退したオークションに改めて入会する場合は、11,000円(税込)の入会金を支払う。なお入会金は、途中退会等いかなる理由でも返金しないものとする。

第9条（参加費）

会員はオークション開催毎に参加費を支払う。参加費の金額については、各オークション細則で定めるものとする。

YBA GROUP

会員規約

第 10 条（年会費）

会員は、各オークションの細則に定める年会費を支払う。

2. 年会費の対象期間は、入金日から起算して 1 年間とする。
3. 会員は会員資格を継続する場合、当オークションが発行する年会費更新通知に記載のある日までに、翌 1 年分の年会費を支払わなければならない。この場合の対象期間については入金日ではなく、通知記載のお振込み期限の翌日とする。
4. 前項の期日までに入金確認が取れなかった場合は、一時退会扱いとする。ただしその後において年会費を支払った場合は、一時退会扱いを取り消し、会員に復するものとする。なお、この場合における更新起算日は、前 2 項に定める日ではなく、年会費を支払った日とする。
5. 年会費は会員が年の途中で退会した場合等いかなる理由でも返金しないものとする。

第 11 条（相場表）

会員は、当オークションの相場表を閲覧することができる。閲覧料金は下記のとおりとし、会員が途中で退会した場合等いかなる理由でも、返金しないものとする。

1 年払い…55,000 円（税込）（閲覧可能期間：12 か月）

1 か月払い…5,500 円（税込）（閲覧可能期間：1 か月）

第 12 条（会場利用）

当オークションにおける会場利用には、主催者の許可を必要とし、会員は次の各号を遵守するものとする。

- (1) 同伴者がいる場合はその旨を申し出る。同伴者人数の上限は、主催者の承諾を得た場合を除き 1 社につき 1 名までとする。
- (2) 古物商許可証を携帯する。
- (3) その他主催者が別途遵守事項として指定した事項。

第 13 条（真贋について）

真贋は、メーカーまたは一般社団法人日本流通自主管理協会（AACD）の判定を基に主催者が判断する。

YBA GROUP

会員規約

第 14 条（禁止事項）

当オークションでは健全な市場運営を行うため、次の各号の行為を禁止事項とする。なお、本条に該当する行為等により、当オークションにおける取引が行われた場合、当該取引行為は無効とする。また主催者は当該行為者に対し、損害賠償の請求、返品処理の指示、その他当該行為の是正を指示することができるものとし、当該行為者はこれに従わなければならぬ。

- (1) 主催者の承諾なく会員以外の者を当オークションに参加させること。
- (2) 会員間の直接取引及び決済。
- (3) 盗難被害品、遺失物、不正品及び不正品の疑いのある商品の出品。
- (4) 暴力行為、その他暴力的言動等により当オークション会場の秩序を乱すこと、かかる秩序を乱すおそれがある人物の会場への入場、商品及び会場への損害行為。
- (5) 当オークションが保有するデータ及び作成データの転載、再利用、漏洩その他主催者の承諾なく外部に開示する行為。
- (6) その他主催者が、禁止事項として指定した事項。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

会員は次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。該当すると判明した場合は会員資格を剥奪し強制退会とする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業または関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）。
- (2) 役員、実質経営者が反社会的勢力である、または経営に関与している。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる者。
- (4) 反社会的勢力に対して、資金等を提供もしくは便宜を供与するなどの関与が認められる者。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (6) 訪問買取において、特定商取引法に違反して押し買い等をしている者。

YBA GROUP

会員規約

第 16 条（強制退会）

会員が次の各号に該当した場合、主催者の判断で当該会員を強制退会させることができる。

また、この場合当該会員は異議申し立てはできないものとする。

- (1) 当オークションの運営上、著しく支障を来たす行為を犯した場合。
- (2) 本規約の条項に違反した場合。
- (3) 古物商許可が取り消しとなった場合。
- (4) 破産、民事再生、または会社更生等の倒産手続きの申立てがあった場合や、信用の悪化等の事由が認められる場合。
- (5) 暴力的な要求行為をした場合、または法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。
- (6) 齧迫的な言動をし、または暴力を用いた場合。
- (7) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いるなどして信用を毀損し、または業務を妨害した場合。
- (8) その他当オークションの会員としてふさわしくない行為があったと主催者が認めた場合。
- (9) 銀行取引停止処分を受けた場合。
- (10) 第三者から強制執行を受けた場合。

第 17 条（情報の提供）

主催者は会員が前条に該当した場合、主催者の判断で当該会員の情報を他の古物市場主に對し提供することができる。また、この場合当該会員は異議申し立てはできないものとする。

第 18 条（免責事項）

主催者は、当オークションにかかる、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他情報システムの障害または不具合、天災(地震・台風・雹害・水害等)、暴動などの、主催者の責めに帰すべき事由によらない不測の事故によって生じる一切の損害について、その責任を免れるものとする。

第 19 条（本人特定事項の確認及び取引時確認の同意）

当オークションへの入会希望者は、主催者から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、本人特定事項の確認及び取引時確認を求められた場合、これに応じるものとし、次の各号について同意する。

- (1) 主催者に対し登記事項証明書・運転免許証等の公的資料またはその写し(以下これらを総称して「本人確認書類」という。)の 提示または提出をすること。
- (2) 主催者に提出された本人確認書類は、主催者において保管され、返却されること。

YBA GROUP

会員規約

第 20 条（取引商品データの利用、開示）

主催者は、相場の分析及び当オークション運営改善に役立てるために、当オークションの取引商品データを利用でき、当該データを第三者に開示することができるものとし、会員は主催者が行う当該データ利用及び開示に関して同意する。

第 21 条（規約または細則の改訂）

諸般の情勢の変化により、本規約の改訂が必要と主催者が判断した場合、隨時任意に改訂し、会員に通知する。

2. 改訂後の本規約は、その適用実施日以降に開催される当オークションにおいて適用されるものとする。
3. 会員が、改訂後の本規約について、その適用実施日以降に当オークションに参加した場合、これをもって改訂内容に同意したものとみなす。

第 22 条（情報の取扱い）

当オークションの会員にのみ公開しているログイン ID、パスワード、相場表などの全ての情報について、インターネット上への無断掲載や不正利用を固く禁ずることとし、これに反した場合は退会処分等の厳重処分とする。また、これによって当オークションが被る損害について、当該違反者は全ての賠償責任を負うものとする。

第 23 条（肖像権）

当オークションは、会場内の確認及びトラブル防止、インターネットへの動画配信の為、会場内の録画、録音をする権利を有するものとし、会員はその目的の範囲内において肖像権を放棄する。

第 24 条（合意裁判管轄）

当オークションに関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

2025 年 9 月 1 日 改定